

# 事業系廃棄物のごみと資源の分け方

## 一般廃棄物

### 生ごみ

食品の食べ残し、売れ残り、調理残さ等（食品加工業を除く。）



生ごみ処理機やリサイクル施設に搬入して、できる限り資源化しましょう。リサイクルできない場合は、自ら市の清掃工場へ搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に委託してください。

- 食品製造業などの業種から発生する生ごみ（動植物性残さ）は**産業廃棄物**です。
- 食品関連事業者は、食品リサイクル法により減量・リサイクルが義務付けられています。

### 一般ごみ (燃やすごみ)

汚れのついた紙、リサイクルできない紙



自ら市の清掃工場へ搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼してください。可能な限りリサイクルするよう、分別を徹底しましょう。

### 古紙



種類ごとに分別し、古紙のリサイクル業者か一般廃棄物収集運搬許可業者へ委託してリサイクルしてください。**資源化可能な古紙は、市の清掃工場へ搬入することはできません。**

新聞

新聞、広告チラシなど

雑誌

週刊誌、書籍、パンフレット、カタログなど

段ボール

段ボール

OA古紙

コピー用紙、コンピュータ用紙

雑古紙

メモ用紙、郵便物、封筒、紙袋、ボール紙、空き箱など

シュレッダー古紙

シュレッダー処理紙

機密書類

個人情報、企業情報など機密性の高い書類

その他の古紙

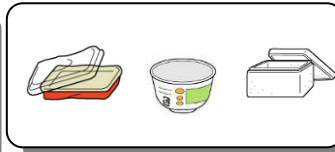
感熱紙、ワックス加工紙、防水加工紙、ラミネート紙など

- 排出する際は、次の点に留意してください。
  - ・ シールが貼られた封筒等は、シールを取り除くこと。
  - ・ ビニールの付いた窓空封筒などは、ビニールを取り除くこと。
  - ・ 金属やプラスチックが付いたファイル等は、金属等を取り除くこと。
  - ・ 紙に貼られた粘着テープは、取り除くこと。
- 資源化できない古紙は市清掃工場へ搬入可能ですが、量や性状等により搬入できない場合があります。

産業廃棄物

プラスチック類

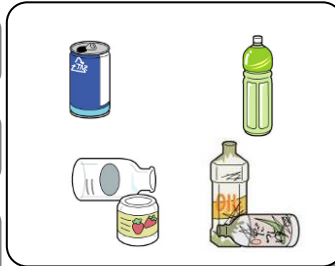
弁当・カップめん  
の容器、ラップ類やト  
レー、ビニール袋、  
発砲スチロール、緩  
衝材類



産業廃棄物許可業者へ委託してリサイクルしてください。プラスチック類は市の清掃工場へ搬入することはできません。

缶

飲料用の缶など



産業廃棄物許可業者へ委託してリサイクルしてください。びん、かん、ペットボトルを市の清掃工場へ搬入することはできません。自動販売機で購入したものは、その飲料の納入業者に依頼してください。

びん

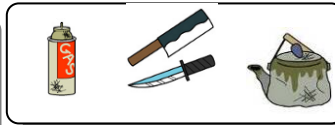
飲料用のびんなど

ペットボトル

飲料用・調味料用の  
ペットボトル

金属類

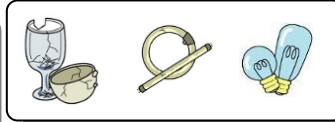
刃物類、スプレー  
缶、金具類など



産業廃棄物許可業者へ委託してリサイクルしてください。金属類を市の清掃工場へ搬入することはできません。

ガラス・陶磁器類

コップ等のガラス  
類、陶器類、蛍光灯  
など

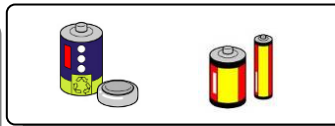


産業廃棄物許可業者へ委託してリサイクルしてください。ガラス・陶磁器類を市の清掃工場へ搬入することはできません。

● 蛍光灯や電球は、産業廃棄物の金属くずとガラスくずの混合物に分類されます。

電池

乾電池、ボタン電池  
や充電電池など

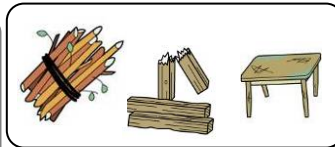


産業廃棄物許可業者へ委託してリサイクルしてください。金属類を市の清掃工場へ搬入することはできません。

● 電池は産業廃棄物の金属くずと汚泥の混合物に分類されます。  
● ボタン電池や充電電池はリサイクルしてください。

木くず

木製品、木製パレ  
ット、せん定枝など



一般廃棄物収集運搬許可業者に委託してリサイクルするか、自らの市の清掃工場へ搬入（大きさ制限有）してください。産業廃棄物の木くずを市の清掃工場へ搬入することはできません。

● 建設業、木材製造業、木製品製造業などの業種から発生する木くずは**産業廃棄物**です。また、貨物の流通のために使用したパレット等も**産業廃棄物**です。  
● 市の清掃工場への搬入にあたっては、大きさ等の制限があります。詳細は搬入する工場へお問い合わせください。

古布

不要になった作業  
着、制服など

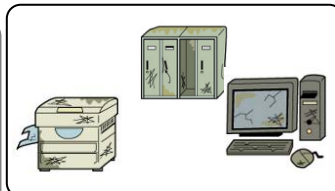


一般廃棄物収集運搬許可業者に委託してリサイクルするか、自らの市の清掃工場へ搬入してください。産業廃棄物の古布を市の清掃工場へ搬入することはできません。

● 建設業、繊維工業などの業種から発生する古布（繊維くず）は**産業廃棄物**です。

その他  
（大型ごみ  
など）

事業所の机、椅子、  
ロッカー、家電製  
品、パソコンなど



産業廃棄物処理業者へ委託してリサイクルしてください。エアコン、冷蔵庫（凍）庫、洗濯機、テレビ、衣類乾燥機は法律によりリサイクルが義務付けられています。販売店やメーカーにお問い合わせください。

一般廃棄物／産業廃棄物